

## 都城市インターンシップ等促進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、市への移住・定住の促進を図るために、企業が実施するインターンシップ又は市が実施する企業巡見（以下「インターンシップ等」という。）に参加する者に対して予算に定める範囲において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、都城市補助金等交付規則（平成18年規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) インターンシップ 市内に本社、支店、工場等を有する企業等（以下「地元企業」という。）が実施する就業体験をいう。
- (2) 企業巡見 市が市内での就労を目的に実施する地元企業の見学をいう。

### (補助対象者等)

第3条 この補助金の交付の対象者となる補助対象者等は、次の表のとおりとする。

補助対象者	次に掲げる要件の全てを満たす者 (1) 市外に居住していること。 (2) 本市での就業を希望していること。 (3) インターンシップ等に参加する年度の4月1日において18歳以上であること。
補助対象経費	インターンシップ等への参加に要する次に掲げる経費（手配に係る手数料等を含む。）。ただし、インターンシップを実施する企業が次に掲げる経費の一部を負担した場合若しくは他の公的な補助金等の交付があった場合は、当該金額を除く。なお、同一の地元企業へのインターンシップ参加に対する補助金は、年度内において2回に限る。 (1) 旅費（現住所から地元企業又は市役所の最寄りの駅又はバス停までの往復の公共交通機関を利用した交通費に限る。） (2) 宿泊費（インターンシップ等に参加するため市内の宿泊施設を利用したもの）

補助率	1/2 以内 (1,000 円未満切り捨て)
補助限度額	25,000 円
申請に係る添付書類	(1) 都城市インターンシップ等促進補助金交付申請書・同意書兼誓約書 (様式第 1 号) (2) インターンシップ等報告書 (様式第 2 号) (3) インターンシップ等への参加に要した費用が分かる領収書等 (4) 現住所及び年齢を証明できるものの写し (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付申請は、市長に対し、インターンシップ等への参加後 1 月以内又は会計年度末のいずれか早い期日までにしなければならない。

(補助金の交付決定の通知)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、都城市インターンシップ等促進補助金交付決定通知書 (様式第 3 号) により申請者に通知するものとする。ただし、補助金の交付が適当でないと認めるときは、都城市インターンシップ等促進補助金交付却下通知書 (様式第 4 号) により申請者に通知するものとする。

(申請取下げの期限)

第 6 条 規則第 7 条第 1 項の規定による期日は、交付決定通知を受領した日の翌日から起算して 14 日以内とする。ただし、当該期限日が都城市の休日を定める条例 (平成 18 年条例第 2 号) 第 2 条に規定する休日に当たるときは、その翌日までとする。

(補助金の請求)

第 7 条 第 4 条の規定により補助金の交付の決定通知を受けた申請者は、都城市インターンシップ等促進補助金交付請求書 (様式第 5 号) により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

附 則 (平成 31 年 3 月 20 日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則（令和2年3月23日改正）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和2年3月23日から施行する。

附 則（令和3年3月19日改正）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日改正）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。